

令和5年度第1回広島県国民健康保険運営協議会・議事録

- 1 日 時 令和5年10月4日(水) 19:00～20:30
- 2 場 所 広島県庁北館2階第一会議室
- 3 出席委員 井上委員、岸菜委員、俵委員、宮前委員、青野委員、岩崎委員、川本委員、伊藤委員、小池委員、田中委員、横手委員、松原委員(12名)
- 4 協議事項 (1) 第2期広島県国民健康保険運営方針の策定に係る諮問について
(2) 現行広島県国民健康保険運営方針に係る取組の評価について
(3) 第2期広島県国民健康保険運営方針の骨子(案)について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局国民健康保険課

6 会議の内容

(1) 開会

会議の成立(委員14名中12名出席。過半数の出席により「広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め」(以下「取り決め」という。)第3条第3項の規定に基づき会議は成立した。)

健康福祉局長あいさつ

(2) 会長の選任

取り決め第2条の規定に基づき、伊藤敏安委員を会長に、小池英樹委員を会長の職務代行者に選任した。

(3) 以降の会議の進行は伊藤会長が行った。

(3) 会議の公開・非公開の決定

「知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則」第2条の規定に基づき、会議の公開を決定した。

(4) 協議事項と主な質疑

ア 協議事項：第2期広島県国民健康保険運営方針の策定に係る諮問について

(説明)

事務局：資料1、資料1別紙及び資料1別紙2により説明。

(質疑)

委員：保険料水準が準統一の段階では収納率を反映させ、完全統一の段階では収納率を反映させないという記述があります。この収納率を反映するかしらないかの判断基準は、例えば、各市町で収納率に大きな開きがあるため、ある程度均一化する期間としてこの6年間を設定しているということなののでしょうか。

事務局：平成29年度に現行運営方針を策定しました。この資料2-1の表のように、平成28年度は各市町の平均収納率の差が8.5%ありましたが、令和3年度の差は6.82%まで縮小しています。当初、これだけ開きがある状況で、県内市町で(保険料水準を)同じにするというのは、各市町が収納率の向上のための努力をしないのではないかと、もっと収納率の差が縮小してから、保険料水準の統一をした方がよいのではないかと議論があり、一度準統一というステップを踏み、さらに収納率が向上し、差を小さくしてから、完全統一をするということを県と市町で協議し決定しました。

委員： 今後の6年間で収納率の格差を縮めていくように各市町が取り組みながら、6年後に完全統一を目指すということでしょうか。

事務局： 均一化に向けて収納率の向上は今後も取り組んでいきますが、完全統一の時期については、必ずしも6年後というわけではないと考えております。

委員： 保険料水準の統一を達成するには、各市町でかなり温度差があり、調整の結果、最終的に統一しようということになったのではないかと思います。市町との調整の状況はいかがでしょうか。

事務局： (平成30年度の国民健康保険制度の都道府県単位化に当たり)平成26年度に市町と県の連名により、国に対して、制度開始当初から完全統一保険料で実施してほしいという要望を出しています。当初から、完全統一を目指すことの合意は取れております。

そのプロセスにおいては、様々な調整が必要で、段階を踏みながら時間をかけて取り組んでいる状況でございます。

委員： 完全統一後は、収納率を反映しないとすると、一部の市町が不公平感を持つのではないかと心配になります。

事務局： 収納率に市町間格差があるということについて、収納率の高い市町の中には不満を持っているということは過去の議論でありました。収納率の向上に引き続き取り組むとともに、収納率が高い市町に対して何らかのインセンティブのようなものができるか、今後検討する余地があると考えています。

委員： (完全統一した場合、)県が示す料率の設定の際に収納率を反映しないことについて、全市町が了承済であるということでしょうか。

事務局： 全市町が既に了承しています。

会長： 収納率については、人口規模に応じた目標数値設定が行われ、当初からの格差が大幅に縮小してきていることをお伝えいたします。

「第2期広島県国民健康保険運営方針の策定に係る諮問」について、当協議会として諮問を受けるということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし

イ 協議事項：現行広島県国民健康保険運営方針に係る取組の評価について

(説明)

事務局： 資料2-1により説明。

(質疑)

委員： 保険事務の効率化についてお伺いします。資料に「被保険者資格及び異動処理など、標準化が実施できていない市町事務については、実施に向けた具体的な検討を行う必要がある」との記載がありますが、県の支援があれば進みやすいと思うのですが、これについて、県の方で標準化を示す計画はありますか。また、機械化や電算化に関する支援策を検討中でしょうか。

事務局： 標準化は市町と協議しながら進めています。また、電算化については、総務省が推進し、令和7年度までに移行を目指している「自治体情報システムの標準化・共通化」の事務に、国民健康保険に関する事務も含まれており、(共通システムである)市町村事務処理標準システムの導入や改修を行っています。こちらについては国からの支援がございます。

委員： 財政収支の改善について、法定外繰入を行っていた3市町について記載がありますが、これは、県に納付金を納付する際に市町で補填して納付していたということを示すのでしょうか。

事務局： 県単位化前の市町単位で国民健康保険を運営していた時は、突発的に高額な医療費が発生した場合、保険料（税）だけでは賅えず、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入が行われる場合があります。県単位化後は、県が財政を担うようになり、給付費はすべて県が負担していることから、各市町は給付費の心配をしなくて済むようになり、法定外繰入は解消されました。

会長： 県単位化前は、一部の市町では、例えば、突発的な事故や糖尿病患者などが出ることで、給付費が保険料（税）の納付額を上回ってしまうことがありました。一方で、市町の首長の中には保険料（税）を上げないことを公約にされてきた方もおられます。

このため、給付費を保険料（税）で賅いきれず、一般会計から補填することが一部の市町では続いていました。県単位化の目的は、こうした問題を解消し、県内の被保険者の負担の公平性を確保するとともに、市町の財政的な安定を図ることです。

委員： 現在の国民健康保険は広島県全体で運営されていることにはなりますが、資料には「計画どおり赤字が解消されるよう」とありますが、市町ごとの赤字について説明をお願いします。

事務局： 一般会計からの法定外繰入は、県単位化前に行われていたもので、令和2年度以降県内全市町で法定外繰入は解消されています。

掲載している1市については、急激な保険料負担が生じる可能性があるため掲載していますが、令和3年度以降、赤字繰入は行われていない状況です。

会長： 「現行広島県国民健康保険運営方針に係る取組の評価」について、事務局提案のとおりとし、修正なしということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし

ウ 協議事項：第2期広島県国民健康保険運営方針の骨子（案）について

（説明）

事務局： 資料3により説明。

（質疑）

委員： 「ア 現在の市町国民健康保険の状況」という一覧表の平成29年度から令和3年度までに関してお伺いします。この項目の数値の実績に関して、第2期運営方針の対象期間である令和6年度から令和11年度の間の見込みや予測数値がありますか。また、この表は現行運営方針策定時に計画を立て、それに対する実績だと思いますが、どのようなものに基づいて見込み数値を立てられたのでしょうか。

事務局： 医療費等は医療行動が予測しにくい状況があります。人口についても具体的な数値の見込みは立てておりません。

委員： 「市町における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項」について、不納の料（税）の回収や、不納をさせないために、職員研修などを通じて、債権管理と回収に向けた対策を検討してください。

事務局： 御意見として承りました。検討してまいります。

委員： 「被保険者証とマイナンバーカードの一体化に係る検討状況等に注視しつ

つ、」の記載が曖昧に感じます。現在、大きな問題になっていますが、広島県は具体的にどの方向に舵を切っていくのか教えていただければと思います。

事務局： マイナンバーカードと被保険者証の一体化について、県としては、全国知事会などを通じて、国の責任において総点検等を進めること、また、すべての人がこれまでどおり医療を受け続けられるよう必要な支援をすることを要望しています。

なお、県として、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に反対の立場ではありません。

委員： 資料3の1ページの表の「一人当たりの医療費」について、平成31年度まで増加し、令和2年度に下がり、令和3年度に再び上昇しています。これは主にコロナウイルスの影響によるものだと考えていますが、広島県としては、この医療費の動きについてどのように分析されているか教えてください。

事務局： 外部要因が大きいため、医療費の動きを正確に分析するのは難しいですが、令和2年度の一人当たりの医療費減少は、コロナウイルス感染症の影響による受診控えの影響だと考えています。令和3年度の増加は、受診控えの反動やコロナ関連の診療報酬の加算があったからと推測し、令和4年度は受診控えの反動がほぼ解消されたにもかかわらず、コロナ関連の加算が続いているため増加傾向であると考えております。

今後は、被保険者数は減少しますが、医療の高度化や高額な薬剤の保険適用は続くものと思われ、一人当たりの医療費は増加するものと見込んでいます。

会長： 一人当たりの医療費は高いですが、特定健診の受診率や特定保健指導の利用率はまだまだ低いので改善の余地があります。また、医療費が高い割に健康寿命があまり高くありませんので、第2期運営方針の策定を機に、国民健康保険の被保険者に限られてはいますが、健康づくりに取り組んでいく必要があります、伸びしろはまだあると思います。

委員： 全体的な方向について質問します。

まず、令和6年度から11年度までの第2期の計画において、保険料の完全統一を早期に目指すという説明がありました。最終目標年度について、令和11年度より早く達成される可能性はあるのでしょうか。

次に、目標年度と目標数値について、同時進行で目指すのか、目標数値が達成され次第、完全統一を達成するのか、どのように検討されていますか。

最後に、他の都道府県で保険料の完全統一が進んでいる事例があれば教えてください。

事務局： まず、保険料水準の完全統一の時期については、可能な限り早期に、令和11年度よりも早く実現するために市町と調整中です。

次に、目標数値については、収納率が均一化したとみなした時点で決定し、その具体的な数値は今後の市町との協議で決まります。

最後に、大阪府は、移行期間を設けていますが平成30年度から完全統一を実現しており、他の都道府県の中にも令和6年度から完全統一を目指しているところがあるようですが、実現が可能かどうかの情報はまだ入手できていない状況です。

委員： 完全統一に向けた取組も必要ですが、被保険者の保険料負担軽減のためにも、最終的には医療費の適正化が大切であると考えております。

全国健康保険協会広島支部においても同様の課題が存在しており、特定健診の

受診率の低さや特定保健指導の利用率の低さなどが、(一人当たり)医療費が高い要因であると推測しており、国民健康保険に限らず広島県全体で普及しなければならないと思っております。

第2期運営方針策定においては、今後の医療費適正化に向けて健康増進や健康維持にも注意を置くべきだと考えております。

委員： 「保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項」について触れたいと思います。一人の人間をずっとみていくためには、保健、医療、介護、福祉のすべての分野がつながっています。

例えば、帯状疱疹に罹患すると、長期間にわたって高額な医療費を支払い治療することになります。予防接種を受けることで予防できれば、医療費が削減されます。しかし、(予防接種の)費用が高額であるため、多くの人が接種できない現状があります。年齢的には70歳代が多く、国民健康保険の被保険者であるため、予防接種は医療保険の範囲外ではありますが、広島県として何らかの連携により半額でも補助があれば予防接種が進み、医療費が大きく削減でき、地域の健康増進に寄与できる可能性があると考えています。

委員： 最近、後発医薬品の供給不足が問題になっています。薬が手に入りにくく、高価になっていることが報じられました。このことは、患者に直接影響があり、薬が高価なため、病院に行くことを我慢したり、薬の服用を躊躇することにつながる可能性があります。

以前は、後発医薬品が同等の効果を持ちながらも安価で提供されるため、薬局や病院から勧められると後発医薬品へ切り替えていましたが、安価でなければ、切り替えるメリットが薄れてしまいます。

委員： 後発医薬品の不足については、医薬品メーカーや医師会等の関係者間で協力し、同効能の医薬品に変更する等の工夫により対応しています。後発医薬品の不足による広島県内の使用率には大きな変化はなく、現状は厳しいものの対応できている状況です。

委員： 収納率の低い市町に対しては、県からの助言や支援が必要だと思います。収納率が上がり、県内格差が改善されれば、(完全)統一の合意がより早く得られると思います。

会長： 「第2期広島県国民健康保険運営方針の骨子(案)」について、事務局提案のとおりということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし

会長： 全体を通じて、何か御意見等がありますか。

各委員： 意見なし

(5) 閉会

7 会議資料一覧

【資料】

資料1	「第2期広島県国民健康保険運営方針の策定」に係る諮問について
資料1別紙	保険料水準の統一について
資料1別紙2(机上配付)	国民健康保険制度改革(都道府県単位化)について
資料2-1	現行広島県国民健康保険運営方針に係る取組の評価について

資料 2 - 2	現行広島県国民健康保険運営方針の評価について
資料 3	第 2 期広島県国民健康保険運営方針の骨子（案）について
資料 3 別紙（机上配付）	第 2 期運営方針策定等のスケジュール（予定）
参考資料 1 - 1	広島県国民健康保険運営協議会における審議事項
参考資料 1 - 2	広島県国民健康保険運営協議会条例
参考資料 1 - 3	広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め
参考資料 1 - 4	知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則
参考資料 1 - 5	広島県情報公開条例（抜粋）
参考資料 2	令和 3 年度国民健康保険の現況